

別表 1 （補助対象者）

中小企業等	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社（※）及び個人並びに常時雇用する従業員が100人以下の法人等（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人を除く。）をいう。
	ただし、次の各号のいずれかを満たす者は除く。 1. 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とする者 2. 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者 3. 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者 4. 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者 5. その他市長が不相当と認める者

（※）発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。なお、中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。